

資料 5

(案)

環審第 号  
平成 30 年 12 月 日

奈良県知事 殿

奈良県環境審議会  
会長 久 隆 浩

(仮称) あやの台北部用地整備事業に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について（答申）

平成 30 年 7 月 4 日付環政第 221 号により本審議会に諮問のあった「(仮称) あやの台北部用地整備事業」（以下「対象事業」という。）に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、本部会において審議を行い、結論を得たので下記のとおり答申します。

記

準備書に記載された対象事業の目的および内容は、橋本市が和歌山県橋本市隅田町平野、隅田町山内、隅田町真土地内（以下「対象事業実施区域」という。）において、工業団地の造成をおこなうものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、造成区域が大規模であることを踏まえ、環境影響評価準備書に記載の環境保全措置を確実に実施するとともに、以下の事項を実施することにより、環境への影響を可能な限り低減することが適当である。

## 1 騒音、振動、超低周波音について

騒音、振動、超低周波音の環境保全措置について、誘致企業の事業内容によっては発生する音源が設置される場合があることから当該誘致企業に配慮事項を提示することを評価書に記載すること。

## 2 水質、地下水について

- (1) 濁水の予測について、調査時の最小雨量と最大雨量のみで予測しているが、当該事業地周辺における過去の雨量データ（日最大1時間降水量）等を踏まえた、予測結果を評価書に記載すること。
- (2) 地下水の影響について、対象事業実施区域は、アスファルトなどの非浸透性地表面の面積割合が高くなることから、ビオトープへの影響について、地下水の状況を踏まえ、評価書に記載すること。

## 3 動物、植物、生態系について

- (1) 猛禽類の直接改変による影響について、採餌行動等を詳細に分析し、改変率などの数値的データを評価書に記載すること。
- (2) ヒメタイコウチをビオトープで育成することによって、個体数をどの程度維持することが可能か、数値的データを評価書に記載すること。